

[事案 2022-70] 入院給付金支払請求

・令和4年10月13日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症と診断され、令和2年12月に入院した後、後遺症により令和3年1月まで自宅療養したため、平成22年2月に契約した終身医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ支払われた。その後、さらに新型コロナウイルス感染症の後遺症により、令和3年4月から9月まで自宅療養したため、入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、本自宅療養は、新型コロナウイルス感染症の後遺症により入院が必要であるが、入院できないための自宅療養であることから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本自宅療養は、自宅における安静加療であり、約款所定の「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念する」状態であったとは認められない。したがって、約款所定の「入院」に該当する状態にあるにもかかわらず、医療機関の事情により入院できなかった場合の自宅療養であったことが必要となる、「新型コロナウイルス感染症等に関連する特別措置」による入院給付金の支払対象とはならないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の加療状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。